12月４日～10日は「人権週間」

問 人権・同和対策室　☎37・6136

「誰か」のこと　じゃない。

国際連合は、昭和23年12月10日、第３回総会において「世界人権宣言」を採択し、12月10日を「人権デー」と定めました。日本では、12月４日～10日を「人権週間」と定め、さまざまな啓発活動を通して、広く人権意識の高揚を図っています。

さまざまな人権問題

人権問題には、どのようなものがあるのでしょうか。法務省が掲げている、人権啓発活動の強調事項を紹介します。

- 女性の人権を守ろう
- こどもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別（同和問題）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者およびその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人およびその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者およびその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災などの災害に起因する偏見や差別をなくそう
- ゲノム情報（遺伝情報）に対する偏見や差別をなくそう

人権問題について考えてみましょう

市では、「小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」に基づき、さまざまな人権問題の解決を図るための取り組みを推進しています。

市民一人一人が、幸せに生きるために、あらゆる人権問題を自身の問題として正しく理解し、ともに人権を尊重する行動をとる必要があります。差別のない明るいまちづくりを皆さんとともに考え、市政に反映させていきます。皆さんもこの機会に人権について考えてみましょう。

じんけんふれあい講演会

日時 12月5日㈯ 13時30分～15時45分（開場 13時）

場所 ドゥイング三日月

内容
- 「中学生じんけん啓発ポスター・人権作文」入賞者の表彰式・作文発表
- 講演

演題 「多様な人と共に働く・共に暮らす －LGBTQ+にカミングアウトされたら、あなたはどうする？」

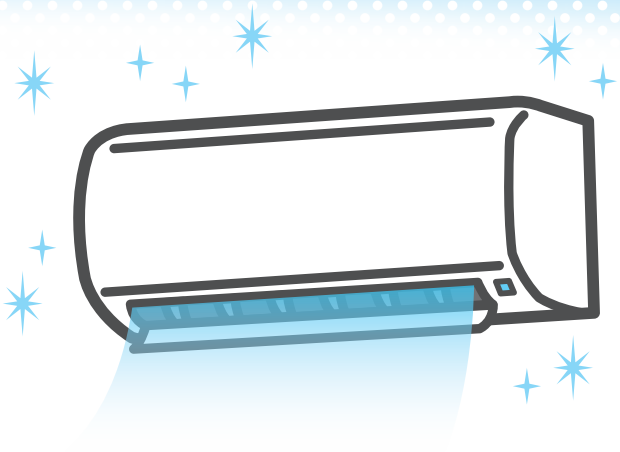
講師 NPO法人東京レインボープライド顧問・JOC理事　杉山文野（すぎやまふみの）さん

その他
- 入場無料です。
- 会場ロビーに、じんけん啓発ポスターを掲示します。
- 手話通訳、要約筆記あります。

詳細はこちら



家庭用エアコン購入補助金の二次受付が始まります



物価高騰の影響を受ける家庭の電気料金負担を軽減し、省エネルギー性能を有するエアコンの普及を促進するため、エアコン購入に要する経費の一部を補助します。

申請受付期間
11月20日(金)～12月28日(月) 17時15分

選考方法
抽選により交付対象者を決定します。

補助対象となるエアコン
10月１日から令和９年１月31日までの間に購入し、２月28日までに市内の自宅に設置したエアコン(中古品、リース品、レンタル品は対象外)

対象者
・小城市の住民基本台帳に登録があり、市税を滞納していない人
・同一世帯で補助金を受けていない人
(１世帯１台限り、一次受付での交付決定者は対象外)

申請方法
書面を環境課窓口に提出または、電子申請でお申し込みください。

電子申請はこちらから

補助金額
①補助対象経費の1/2
②補助金上限額(下表)
①と②のいずれか低い金額
※補助対象経費は、エアコン本体価格、設置工事費、撤去・処分費など
※住民税非課税世帯には別途補助金２万円を加算

補助上限額

基本上限額		２万円
省エネ加算（2027年省エネ基準）		３万円
世帯構成加算	75歳以上のみの世帯	２万円
	中学生以下がいる世帯	２万円
購入店舗加算	市内本店の店舗	３万円
	市内本店以外の店舗	１万円

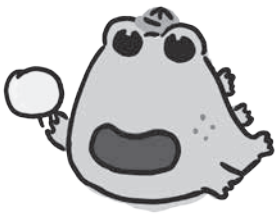
※世帯構成の判断は、令和９年３月31日時点となります。

問い合わせ
小城市エアコン購入補助金相談窓口 ☎37・6180

補助金上限額早見表

世帯区分	省エネ基準 100%以上			省エネ基準 100%未満		
	購入店舗区分			購入店舗区分		
	市内本店	市内本店以外	市外店舗	市内本店	市内本店以外	市外店舗
75歳以上のみの世帯	10万円	8万円	7万円	7万円	5万円	4万円
中学生以下がいる世帯	10万円	8万円	7万円	7万円	5万円	4万円
それ以外	8万円	6万円	5万円	5万円	3万円	2万円

補助金の詳しい内容はこちら(市ホームページ)



決算から見る小城市の財政状況

令和7年度の決算から小城市の財政の現状をお知らせします。

01 令和7年度の決算

令和7年度の一般会計の決算額は、次のとおりです。

歳入総額 288.0億円

歳出総額 282.7億円

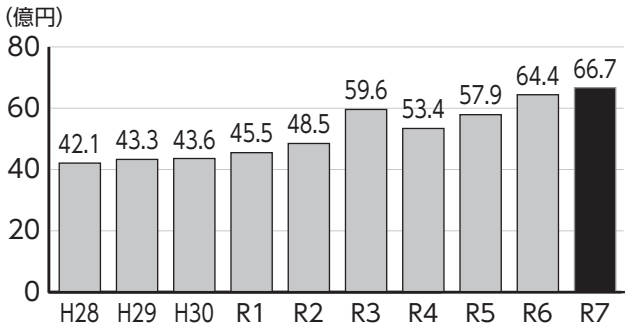
この決算の数字から、小城市の財政の特徴や課題を見ていきます。

02 社会保障に関する経費が増えています

生活に支援が必要な方への給付や、障がい福祉サービス、医療費の助成、児童手当、生活保護など、社会保障に関する経費が増えています。

こうした給付やサービスに使うお金は、決算では「扶助費」と呼んでいます。

生活支援や福祉サービスなどに使う経費（扶助費）の推移



ここがポイント

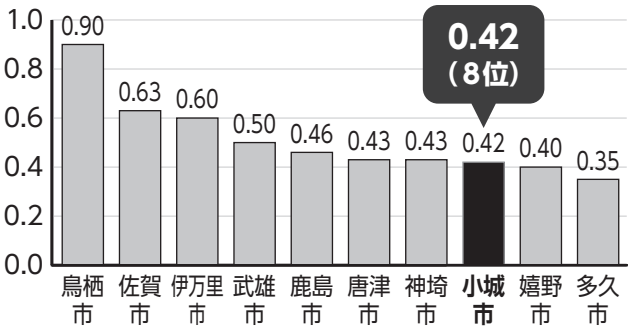
- 10年間で**約24.6億円増加**しています。
- 令和7年度は、前年度からも**約2.3億円増加**しています。

03 小城市は必要な財源を確保する力が県内でも低い状況です

財政力指数は、市が必要なお金を市税などの収入で、どの程度まかなえるかを示す指標です。数値が高いほど、財源を確保する力が強いことを表します。

小城市の財政力指数は**0.42**で、県内10市中**8位**となっています。

財政力指数（令和7年度・県内10市比較）



ここがポイント

- 小城市は、県内10市の中で**8位**の水準です。
- 他の市に比べて、市税などの収入で必要なお金をまかなう力がやや弱い状況です。

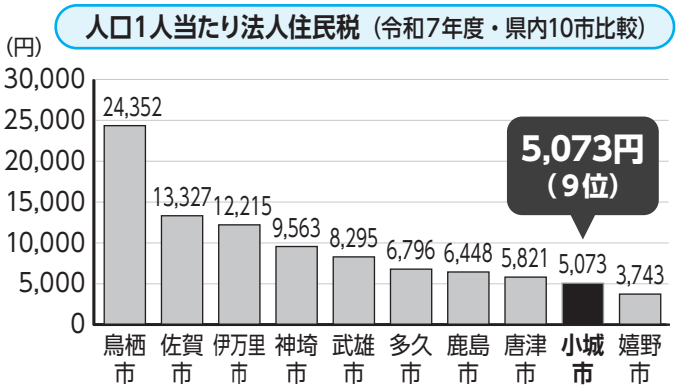
04 小城市は企業からの税収が少ない状況です

法人住民税は、市内の企業が納める税金です。

人口1人当たりの法人住民税で見ると、小城市は**5,073円**で、県内10市中**9位**となっており、県内平均の**約半分**の水準となっています。



人口1人当たり法人住民税（令和7年度・県内10市比較）



ここがポイント

- 小城市の人口1人当たりの法人住民税は**5,073円**で、県内10市中**9位**です。
- 県内平均の**約半分**の水準で、企業からの税収が少ないことが特徴です。

今後も、市の収入と支出の状況をしっかりと確認し、安定した財政運営に取り組みます。

◀令和7年度決算の詳細はこちら

問 財政課 ☎37・6117



シティプロモーション特設サイト「おぎびより」の事前投稿を募集します

問 企画政策課　☎37・6115

9月1日～30日まで募集しました、市の新しいシティプロモーション特設サイトの名前が「おぎびより」に決まりました。

このサイト名には、「古風でやわらかい名前にすることで、風情あるまち・小城を連想し、より親しみを感じてほしい」という思いが込められています。

たくさんの応募ありがとうございました。

事前投稿を募集します

「おぎびより」は、市からのお知らせに加え、イベント情報や、おすすめのお店のメニュー、サッカーチームのメンバー募集など、地域のリアルな情報を、だれでも無料で投稿することができます。

現在、皆さんから事前投稿の募集を行っています。投稿いただいた情報は、1月のサイト公開時に掲載されます。この機会にぜひ、ご利用ください。

事前投稿受付期限
12月15日㈫

サイト公開日
令和9年1月1日(金・祝)

詳細はこちら





ふるさと納税の活用と応援のお願い



ふるさと納税は、さまざまなまちづくりに活用しています。市外にお住まいのご家族やお知り合いにも、ぜひ小城市の魅力と応援の輪を広げてください。

皆さんと一緒に小城市の未来をつくっていきましょう！

全国から集まった寄附金額　令和7年度

53,235件　12億7,454万円

1 子ども・子育て・教育のまちづくり

子どものための教育・保育給付事業
1億3,070万円



子どもたちが通う幼稚園、保育園、認定こども園などの運営費として活用しました。

教育情報化推進事業
6,000万円



小・中学校でのICT教育の推進を図りました。

2 健康・福祉のまちづくり

妊娠期支援事業　1,200万円

妊娠届出書を提出された人に母子・父子手帳の交付や、妊婦健康診査票補助券の交付を行い、健やかな出産への支援を行いました。



3 市長おまかせコース



小城公園管理事業
1,300万円



桜の名所として知られる小城公園の維持管理のため、清掃・整備などを行いました。



防災対策事業
500万円

防災行政の整備および推進を図りました。市民への防災教室など防災意識の啓発活動を行いました。

問 企画政策課　☎37・6199

育児期間の国民年金保険料が免除されます

問 保険年金課　☎37・6101／佐賀年金事務所　国民年金課　☎31・4191

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和8年10月1日から子を養育する国民年金第1号被保険者を対象に、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除されます。

対象者

令和8年10月1日以降、1歳未満の子を養育する国民年金第1号被保険者（実父母・養父母）のうち、以下の要件を満たしている人

- 子と身分（親子）関係が継続していること
- 子と同一住所であること

※所得要件なし

免除期間

・実母の場合

産前産後免除期間の4カ月（多胎の場合は6カ月）に引き続く9カ月間

・実父・養父母の場合

子を養育することとなった月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間

・令和8年10月より前から子を養育している場合

制度施行日（令和8年10月1日）以降の育児免除に該当する期間

免除期間の取り扱い

- 免除された期間についても保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- すでに保険料を納付している期間についても、届出により保険料の充当または還付されます。

手続き方法

①育児免除に該当したとき

「国民年金産前産後免除該当届／育児免除該当・終了届」の提出が必要です。

（電子申請もできます）

添付書類　原則不要

②育児免除が終了するとき

・育児免除の期間が満了による終了の場合

手続き不要

・育児免除の期間が満了前に子を養育しなくなった（子と別居した・子が死亡した）場合

「育児免除終了届」の提出が必要です。

（電子申請もできます）

※一定の要件を満たす場合、日本年金機構で自動的に処理が行われ、該当者には「国民年金保険料育児免除該当通知書」が送付されます。この場合、改めての手続きは不要です。

詳細は、「日本年金機構ホームページ」をご確認ください。

詳細はこちら



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

問 保険年金課　☎37・6101／佐賀年金事務所　国民年金課　☎31・4191

年内に納付された国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。

次のスケジュールで「社会保険料（国民年金）控除証明書」が日本年金機構から送付されます。

お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

送付時期（郵送）

・令和8年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付された人

10月下旬～11月上旬（順次）

・令和8年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付された人

令和9年2月上旬

※納付した時期によって控除証明書の送付時期が異なります。

※申告の際は、控除証明書と追加で納めた保険料の領収書を添える必要があります。

控除証明書に関する問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

（ナビダイヤル）

〈受付時間〉

・月～金曜日　8時30分～19時

・第2土曜日　9時30分～16時

※土・日・祝日（第2土曜日を除く）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は利用できません。

詳細はこちら

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限

問 市民課　☎37・6100／【マイナ免許証に関すること】佐賀県運転免許センター　☎98・2220

マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目の誕生日（カード発行時に未成年だった人は5回目）まで、電子証明書の有効期限は、年齢にかかわらず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。有効期限を迎える人に対し、有効期限のおおむね3カ月前に「有効期限通知書」が送付されます。更新にかかる手数料は無料です。（ただし、紛失などの場合は有料）

なお、更新可能期間は、有効期限の3カ月前からです。

電子証明書の更新手続

市民課窓口（西館1階）または市民課各出張所窓口での手続きが必要です。同封されている「電子証明書の更新手続」リーフレットに沿って手続きをお願いします。

必要なもの

- マイナンバーカード
- カード受取時に設定した暗証番号（控えをお持ちください）

署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）

利用者証明用電子証明書（数字4桁）

住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）

※暗証番号を忘れた人は、再設定の手続きも同時にすることができます。

※有効期限が過ぎても無料で手続きができます。

【電子証明書の更新】有効期限通知書の見本（一部）

利用者氏名	小城　太郎
有効期限	2027年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	電子証明書
更新期間	令和８年○月□日～令和９年○月□日
更新手続	電子証明書の更新手続

マイナンバーカードの更新手続

マイナンバーカードの再交付申請が必要です。同封されている「マイナンバーカードの更新手続」リーフレットに沿って手続きをお願いします。新しいカードの交付通知書（はがき）が届いたら、市民課窓口で旧カードと引き換えに新しいカードをお受け取りください。

申請方法

1. スマートフォンでの申請
2. パソコンでの申請
3. 証明用写真機での申請
4. 郵便での申請
5. 市民課窓口（西館1階）または市民課各出張所窓口での申請

※市民課窓口での申請の場合、無料で顔写真を撮影します。

※有効期限が過ぎても無料で手続きができます。（紛失などの場合を除きます）

【マイナンバーカードの更新】有効期限通知書の見本（一部）

利用者氏名	小城　太郎
有効期限	2027年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	マイナンバーカード 電子証明書
更新期間	令和８年○月□日～令和９年○月□日
更新手続	マイナンバーカードの更新手続

マイナ免許証の引き継ぎ

マイナンバーカードの更新の際にマイナ免許証の引き継ぎを希望する人は、スマートフォンでの申請またはパソコンでの申請をお願いします。「免許情報記録番号」を入力する必要があります。

マイナ免許証の詳細はこちら

外国人のマイナンバーカードの有効期限

永住者を除く外国人のマイナンバーカードの有効期限は、カード発行時点での在留期限までとなっています。マイナンバーカードの有効期限延長の手続きを行わず失効した場合は、再発行手数料が有料となります。

外国人のマイナンバーカードの詳細はこちら

マイナンバーカード・電子証明書の詳細はこちら

下水道・市営浄化槽使用料の改定を検討します

問 下水道課　☎37・6122

小城市の下水道事業は、将来にわたって安定的に事業を継続するため、経営戦略を5年ごとに見直し、併せて使用料改定の検討を行います。

来年度からは、有識者や市民の代表者などで構成する「小城市下水道事業推進委員会」を開催し、使用料改定の必要性も含め、将来の下水道事業の運営について広く審議していただきます。

現在、下水道や市営浄化槽の使用料は、汚水の処理や施設の点検・修繕といった維持管理の費用に充てられています。しかし、近年の人口減少や物価高騰などの社会情勢の変化に伴い経営状況は厳しく、現状の使用料だけでは維持管理費用などを十分に賄うことができない状況となっています。

将来にわたり快適な生活環境を守り、安定した下水道サービスを継続して提供するためには、状況に応じた適正な使用料の改定を行う必要があります。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



◀下水処理施設（牛津）



◀下水道管の修繕

軽自動車・バイクの異動手続きはお済みですか

問 税務課　☎37・6103

軽自動車などに異動があった場合は、次の期間内に手続きが必要です。

15日以内に手続きが必要な場合
- 車やバイクを売買したとき
- 所有者が変わったとき
- 住所や氏名が変わったとき
- 車体を変更したとき

30日以内に手続きが必要な場合
- 廃車したとき
- 盗難にあったとき

（警察署に盗難届を出した後、廃車手続きを行ってください）

軽自動車税は、**4月1日現在の所有者**に課税されますので、忘れずに手続きをお願いします。

※軽自動車税の減免を受けている人で、3月31日までに買替（予定）の人は、5月31日までに、再度、減免申請が必要となります。

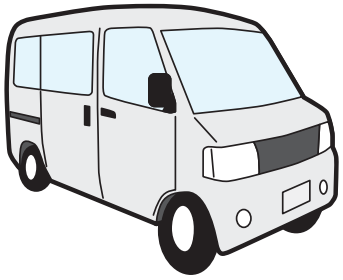


問い合わせ・手続き場所

▼原動機付自転車（125cc以下）・特定小型原動機付自転車・農耕用等小型特殊車両
税務課（西館1階）
☎37・6103

▼軽三輪車・軽四輪車（660cc以下）
軽自動車検査協会
佐賀事務所
（佐賀市若楠2丁目10－8）
☎050・3816・1754

▼軽二輪（125ccを超え250cc以下）・小型二輪（251cc以上）
九州運輸局佐賀運輸支局
（佐賀市若楠2丁目7－8）
☎050・5540・2082



佐賀バルーナーズを応援　パブリックビューイングを開催します

問 生涯学習課（ドゥイング三日月内）　☎72・1616

市民の皆さんのスポーツへの関心を高めることなどを目的に、市は佐賀バルーナーズの運営会社と連携協定を結んでいます。その一環として、アウェー戦の応援デーを開催します。

会場の大きな画面で試合を生中継するパブリックビューイングでのイベントです。

対象試合
対島根スサノオマジック

開催日時
12月26日㈯　12時 開場
13時10分より試合開始

会場　ゆめぷらっと小城
天山ホール

入場料　無料（事前申込制）

定員　200人（先着順）
※1人につき4人分まで申込可

市内の小・中・高校生には、ホーム戦チケットが当たる抽選会があります。

受付期間　12月1日㈫ 9時～24日㈭ 17時

申込方法
市LINE公式アカウントからお申し込みください。

申込はこちらから

※この事業は企業版ふるさと納税を活用して実施します。

寄附企業様
協業組合
九州ロジテックカーゴ 様



©SGBL

佐賀バルーナーズ公式マスコットキャラクター
「バルたん」ご当地バルたん（小城市）

テーマ展「千葉氏の城」を開催します

問 文化課（桜城館 2階）　☎71・1132

令和8年度第3期は千葉城と晴気城をピックアップします。どちらも肥前千葉氏の居城でしたが、その成り立ちや構造には大きな違いが見られます。

2つの城を通して、千葉氏や小城の歴史を紐解きます。

期間　12月5日㈯～令和9年2月28日㈰
※休館日　月曜日、12月29日㈫～1月3日㈰、12日㈫、2月11日㈬・祝）、23日㈫・祝）

場所
歴史資料館　常設展示室
（桜城館　2階）

観覧料　無料



▲千葉城跡空中写真

生活支援ボランティアを募集しています

問申 小城市支えあいセンター（牛津公民館別館内）
☎51・5324

生活支援ボランティアとは、高齢者の生活の中の困りごとのお手伝いをするボランティアです。

①ゴミ出し支援、②買い物代行支援、③付き添い支援（通院・買い物など）の活動をしています。ちょっとしたお手伝いで高齢者の困りごとの解決につながります。あなたの空き時間を生活支援ボランティアに生かしませんか。

市内に在住・在勤の人は年齢問わず、どなたでも登録できます。

活動時間
平日 9時～16時

10分あたり100円の活動費が受け取れます。

ご興味のある人は小城市支えあいセンターにお気軽にご連絡ください。



入札結果を公表します

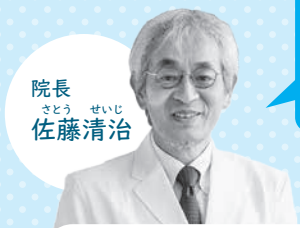
問 財政課　☎37・6117

（10月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの）　（単位：円、％）

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額（うち消費税相当額）	予定価格（うち消費税相当額）	落札率	入札執行課
令和８年度 小城市生きがい デイサービスセンター 解体工事	㈱政工務店、西岡建設㈱ ㈱上瀧建設、㈱大義建設 ㈱下村建設、㈱城南建設 ㈱グリーン開発、㈱エグチ･ビルド ㈱久保建設、岡本建設㈱ ㈱中島工務店、㈱ウイングル	㈱ウイングル	27,320,000 (2,483,636)	32,142,000 (2,922,000)	85.00	財政課 ☎37･6117
令和８年度 道路維持補修事業 八枝･六丁線路肩整備工事	㈱シュウユウ、㈱嶋本建設 ㈱中部ガス、西岡建設㈱ ㈱城南建設、㈱エグチ･ビルド ㈱久保建設、水田建設㈱	㈱中部ガス	12,760,000 (1,160,000)	12,815,000 (1,165,000)	99.57	
令和８年度 環境整備事業 東戸崎水路整備工事	㈱政工務店、㈱大義建設 ㈱下村建設、岡本建設㈱ ㈱中島工務店	㈱大義建設	17,039,000 (1,549,000)	17,127,000 (1,557,000)	99.49	
令和８年度 小城公共下水道事業 小城舗装復旧第６号工事	㈱政工務店、㈱城南建設 岡本建設㈱、㈱中島工務店	㈱城南建設	16,830,000 (1,530,000)	17,424,000 (1,584,000)	96.59	

入札結果は、市ホームページでも公表しています。





院長
佐藤清治（さとう せいじ）

公立佐賀中央病院の医師を紹介します





公立病院としての役割を果たすべく、既存の医療をさらに強化し、新たな診療科を追加しました。このコーナーでは各診療科の医師をご紹介します。

問 公立佐賀中央病院　☎20・3400

内科の紹介

内科では、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、肝胆膵内科、糖尿病内科、腎臓内科、一般内科の医師13人が在籍し、日々外来診療を行っています。かぜや体調不良などの日常的な症状から、専門的な診療が必要な病気まで、幅広く対応しています。

患者さん一人一人の症状に合わせて、内視鏡検査や超音波検査、CT、MRIなどの検査を行い、わかりやすい説明と丁寧な診療を心がけています。

また、脳神経内科、リウマチ・膠原病（こうげんびょう）内科（ないか）については、佐賀大学病院の医師が週１～２回外来診療を担当しています。初めて受診される方には、その日の新患担当医が診察し、必要に応じて専門の医師へ紹介します。急な体調不良や救急の患者さんにも、救急担当医が速やかに対応します。

地域の皆さんが安心して相談できる身近な内科として、これからも誠実な医療の提供に努めてまいります。

内科・糖尿病内科

糖尿病内科医（専門：糖尿病分野、内分泌分野、公衆衛生分野、産業衛生分野）

髙木（たかぎ） 佑介（ゆうすけ） 先生	診察日	火曜日（午前）、水曜日（午前） 木曜日（午後）、金曜日（午前）
山口（やまぐち） 美幸（みゆき） 先生	診察日	月曜日（午前）、木曜日（午前）
中川内（なかがわち） 玲子（れいこ） 先生	診察日	月曜日（午後）

当院の糖尿病外来は髙木、山口、中川内の３人の専門医で診療を担当しており、入院は髙木が担当しています。

糖尿病分野は、インスリン治療を含む専門的な治療のほか、栄養指導などの療養支援や各種合併症の検査も実施することができます。

内分泌分野は、甲状腺疾患が主ですが、その他の疾患も佐賀大学病院と連携して診療を行っています。

特に、糖尿病は経過が長い疾患であり、かかりつけの医療機関がある場合には紹介状を持参の上でご来院ください。

次回は 外科・整形外科です